

裁判闘争報告

これまでのご支援、ご協力に心より感謝申し上げます。

普恵園支部不当解雇撤回裁判

勝利的和解

2010. 10. 12



←最高裁判所を後にする平湯真人弁護士と石川支部長

*これまでの経過概略

2006		12.20	地裁、完全勝利判決
5.4	園行事において交通事故（行政処分なし）	12	法人側、高裁へ控訴
8.31	懲戒解雇	2009.	
9.13	地裁へ仮処分申立	4.27	高裁 逆転敗訴
10	地裁、地位保全を認める決定	7.3	最高裁へ上告
11	地裁、本訴	8.25	自治労全国大会において署名活動要請
2007		11.19	署名提出
9	法人解散、普恵園廃園の報道	2010	
10	普恵園存続を求める緊急署名開始	9.12	最高裁より暫定和解案の提示
10	支援共闘会議を結成	10.12	和解成立
11	法人解散、普恵園廃園撤回を法人理事会が決定		

和解内容概略

- 相手方は平成 18 年 8 月 31 日をもって懲戒解雇する旨の意思表示を撤回し、申立人と相手方は申立人が同日付けで合意退職したことを相互に確認する。
- 相手方は申立人に対し、退職金と解決金を支払義務があることを認め、10 月末に支払う。
- 相手方は、申立人に対し、懲戒解雇に係る通知が発出されるに至った経緯について遺憾の意を表明する

私の不当解雇撤回裁判は和解の運びとなりましたことを皆様にご報告いたします。

原職復帰と言う最大の希望が叶えられなかったことは、私にとっては残念でありませんが、最高裁判所の和解案は、法人側に「遺憾の意を表明」させるなど、実質的には高等裁判所の判決を覆す内容となっており「勝利的和解」となりました。

私の代理人である平湯弁護士と宮里弁護士は「最高裁においては、ないことではないがこういった形での和解はあまり例がない。歴史的な勝利的和解」「異例中の異例」と言っております。

4 年の間には、普恵園の廃園問題や高裁での逆転敗訴など、先の見えない苦しい時期もありましたが、自治労をはじめとする多くの皆様の支援があったからこそ、ここまで到達できたことは、言うまでもありません。本当にありがとうございました。

全国一般栃木労組 石川浩子